今後の
農業農村整備の展開方向

令和８年１０月

前農村振興局次長

青山　健治

1　現下の課題









2026.9.20撮影

1

（参考）コメ販売価格の推移

令和８年10月２日公表

スーパーでの販売数量・価格の推移（ＰＯＳデータに基づき作成、全国・週次）

- 令和８年９月21日の週の平均価格は、2,926円/５kg（前週比▲８円）。
- 平均価格については、令和７年６月以降、政府備蓄米の流通により一旦低下したが、９月以降は4,000円/5kgを上回る水準で推移。
  令和８年１月以降、下落基調に転じ、令和８年９月７日の週に3,000円を下回った。
- 販売数量については、政府備蓄米の流通時期に増加、その後は平年並みに推移。
  令和８年２月から４月にかけ増加したものの、その後は平年並みに推移し、直近は新米の出回り等を背景に堅調に推移。

（１）販売数量の推移



（２）販売価格の推移

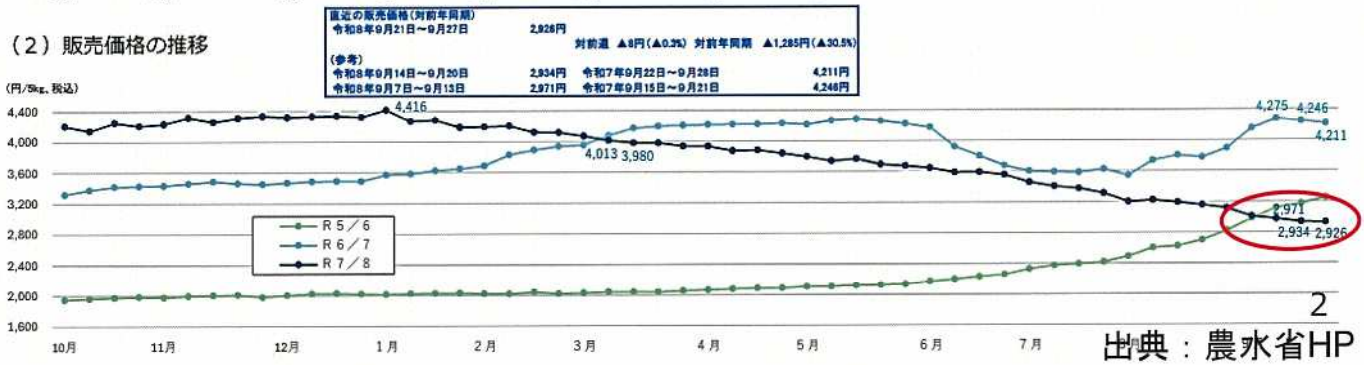

2

出典：農水省HP

1　現下の課題①



1　現下の課題②



2　農政における土地改良の位置付け

◆農業構造転換集中対策とは・・・

新たな基本法に基づく初動５年間（令和７～11年度）の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進するもの

◆重点４分野

①農業農村整備

農地の大区画化
（中山間地域におけるきめ細やかな整備を含む）　等

概ね8000億円

②共同利用施設の再編・集約化等

③スマート農業技術・新品種の開発
　スマート農業機械等の実装

④輸出産地の育成

5

農業構造転換集中対策

令和９年度予算概算要求額　290,390百万円（前年度 49,408百万円）

＜対策のポイント＞

新たな基本法に基づく**初動５年間（令和７～11年度）の農業構造転換集中対策期間**において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進するため、新たな基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた**農地の大区画化等**や**共同利用施設の再編集約・合理化等**、**スマート技術の開発と生産方式の転換・実装**、**輸出産地の育成**を集中的・計画的に推進します。

＜政策目標＞

農業の構造転換を通じた食料安全保障の確保

＜対策の全体像＞

農地の大区画化等

地域計画に基づく農地の集積・集約化やスマート農業技術の導入の加速化による生産性向上を図るため、**農地の大区画化等**を推進するとともに、**中山間地域においてきめ細かな整備**を実施

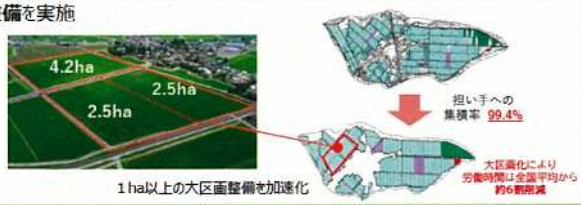

1ha以上の大区画整備を加速化

共同利用施設の再編集約・合理化等

・老朽化が進んでいる**共同利用施設及び卸売市場等**について、生産性の向上、物流の効率化等を図るため、**再編集約・合理化等を支援**

・**食肉・食鳥処理施設、家畜市場、レンダリング施設、乳製品加工基幹施設等**について、流通の効率化等を図るため、**再編集約・合理化等を支援**



老朽化した施設　　再編集約化後の新設施設

スマート農業技術・新品種の開発、生産性向上に資する農業機械の導入

・**スマート農業技術の開発**、**スタートアップ等への支援**、生産性の抜本的な向上を加速化する**新品種の開発**、これらに必要な**農研機構の拠点施設整備**等を実施

・担い手やサービス事業者等の生産性向上に資する**農業機械の導入**、農業高校・農業大学校や研修農場における**スマート農業教育・研修環境の整備**、畜産の持続性向上に必要な**施設整備及び機械導入**、**飼料生産組織等の規模拡大・省力化機械の導入**等を支援



自動操舵トラクター　　ドローンによる農薬散布　　搾乳ロボット

（注）上記要求額のほか、事項要求

施設整備、販路拡大等を通じた輸出産地の育成

輸出額５兆円目標（2030年）の達成に向け、輸出拡大余地の大きい現地系商流を獲得するため、徹底した**低コスト生産**の推進、**製造施設等の整備**、**オールジャパンでのブランディング**等の取組強化を推進



高付加価値商品の供給強化　　機器導入を通じたコールドチェーンの確立　　現地消費者向けのテスト販売

6

出典：農水省HP

3　現下の課題への処方箋

（１）農地の大区画化による生産性向上

標準区画※規模別の稲作労働時間

※地区内において基本となる大きさと形の区画

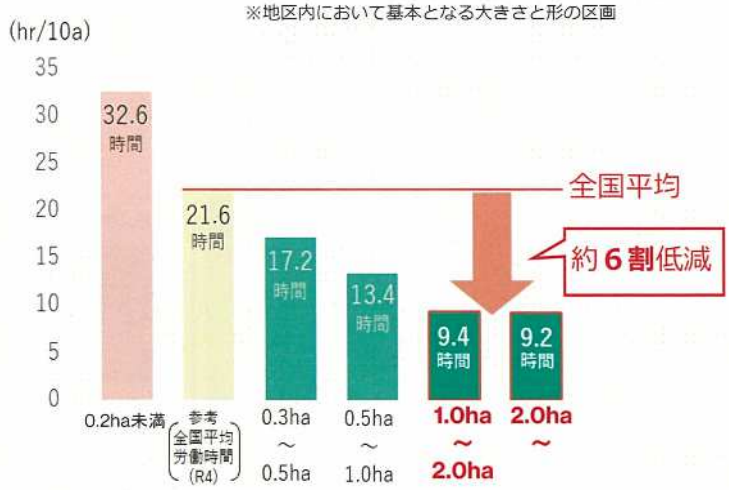

（「農業経営統計調査」及び農林水産省調べによる）

米生産コストの低減



※１　令和４年産米生産費（個別経営体）（「農業経営統計調査」による）
※２　令和３・４年度完了地区における担い手聴取調査（農林水産省調べ）
※３　スーパー等の小売店での価格は、生産、集荷、卸売、小売等の段階を経て決定される。

➡　基本計画では、9,500円/60kg　（15ha以上の経営体）を目標に設定。

7

出典：農水省HP

大区画化等加速化支援事業

令和９年度予算概算要求額　6,658百万円（前年度 500百万円）

＜対策のポイント＞
食料・農業・農村基本計画に基づき、**初動５年間で農業構造転換を推進**し、生産性の向上を図るため、**法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組**を支援します。

＜事業目標＞
○　水田の基盤整備（約９万ha）うち、1ha以上の大区画化（約６万ha［令和11年度まで］）
○　基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率（1.5倍以上［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農地の区画拡大や省力化整備に係る基盤整備
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の**簡易な基盤整備を定額・定率で支援**します。
【定額上限】区画拡大　７万円/10ａ、畦畔除去　４万円/100m、
暗渠排水 18万円/10ａ　等
※担い手に集約化（面的集積）する場合、定額上限を1.2倍まで引上げ。
1ha以上に大区画化する場合、定額上限を1.32倍まで引上げ。

２．調査・調整活動等に係るソフト事業
権利関係、農家意向、農地集積等に関する**調査・調整活動等に要する経費を定額で支援**します。
【定額上限】300万円/地区

３．大区画化等推進協議会の事務費
大区画化等推進協議会の事務費を定額で支援します。
【定額上限】2,000万円/協議会

【実施区域】 農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】 農地の区画拡大を実施すること

＜事業の流れ＞
国 →（1/2等、定額）→ 大区画化等推進協議会 → 農業者等（１、２の事業）
国 →（定額）→ 大区画化等推進協議会（３の事業）

※大区画化等推進協議会：各都道府県に１つ設置し、農業者への技術指導、交付事務等を実施。

＜事業イメージ＞

法人等の農業者が自ら施工可能な簡易な整備によって、機動的に農地の区画拡大を実施し、併せて担い手への農地集積や更なる大区画化・省力化を図ることで、競争力ある農業の実現に寄与します。

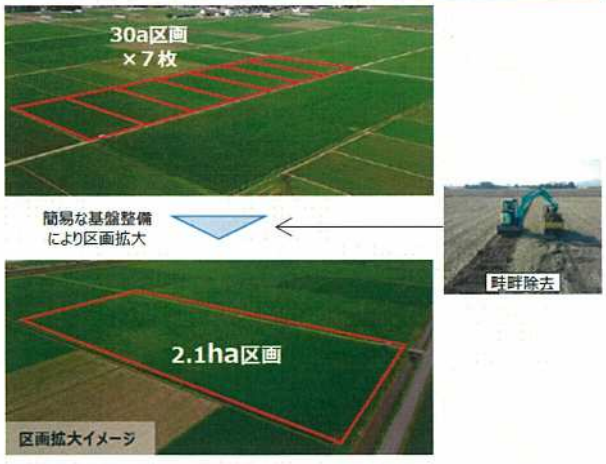

［お問い合わせ先］　農村振興局農地資源課　（03-6744-2208）

8

出典：農水省HP

（２）スマート農業に対応するための基盤整備



傾斜地の多い中山間地域におけるリモコン草刈機の導入（法面の緩傾斜化）



水管理を省力化するための自動給水栓の設置
（広い面積を耕作する担い手や、起伏がある中山間地域の見回り回数削減に有効）



光ファイバ



無線基地局

光ファイバ

無線基地局。地域の取組内容に応じて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等）を選定。

（情報通信施設の活用例）

農業農村インフラの管理の省力化・高度化に関する利用

スマート農業の実装に関する利用

地域活性化に関する利用

かんがい施設



ため池監視装置



自動給水栓



農地・農業施設



栽培データ管理



自動走行農機

出典：農水省HP

（３）保全管理の省力化に対応するための基盤整備

◆畦畔の拡幅



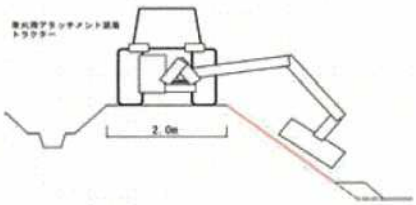

畦畔上でトラクタが作業できるように天端幅２mの畦畔を整備

◆開水路の管路化



水路法面の草刈り等管理作業の省力化、
農業機械のほ場への出入りを容易に





刈払い機による人力作業→トラクタ装着アーム式モア

出典：農水省HP

4　土地改良の貢献

（１）渇水対応

現場における渇水時の主な取組（イメージ）



土地改良区による節水の呼びかけ



土地改良区によるきめ細かな配水操作



11

農水省資料から作成

（参考）令和８年渇水の状況

8月31日時点

「渇水情報総合ポータル」- 国土交通省HP

地方	No.	水系・河川名	ダム名（貯水率）	水利用における対応			その他の対応※4
				協議会等開催※1	農水（取水制限）※2	上水・工水（給水制限）※3	
北陸	①	庄川水系庄川		8/6	20%	-	節水呼びかけ
	②	手取川水系手取川	手取川ダム(47%)	8/27	-	-	節水呼びかけ
中部	③	木曽川水系木曽川	牧尾ダム(46%)	8/25	20%	-	節水呼びかけ
	④	豊川水系豊川	大島・宇連ダム、調整池（合計26%）	8/31	20%	-	節水呼びかけ
	⑤	天竜川水系天竜川	佐久間ダム(54%)	8/20	10%	-	節水呼びかけ
近畿	⑥	淀川水系宇陀川	室生ダム(47%)	8/28	20%	-	節水呼びかけ
中国	⑦	日野川水系日野川	菅沢ダム(9%)	7/24	20%	-	節水呼びかけ
	⑧	斐伊川水系斐伊川	尾原ダム(40%)	8/5	-	-	節水呼びかけ
	⑨	千代川水系千代川		8/27	10%	-	節水呼びかけ
		千代川水系袋川	殿ダム(41%)	8/17	20%	-	節水呼びかけ
四国	⑩	吉野川水系吉野川	早明浦ダム(16%)	8/25	60%	一部地域で上水の減圧給水	節水呼びかけ
	⑪	物部川水系物部川	永瀬ダム(57%)	7/30	20%	-	節水呼びかけ
九州	⑫	山国川水系山国川	耶馬渓ダム(21%)	8/24	30%	-	節水呼びかけ
	⑬	筑後川水系筑後川	江川・寺内・小石原川ダム（合計36%） 大山ダム(74%) 筑後大堰(34%) 合所ダム(53%)	8/20	-	-	節水呼びかけ 6施設統合運用(関係水道企業団のみ)
	⑭	矢部川水系矢部川		8/31	-	-	節水呼びかけ
	⑮	緑川水系緑川	緑川ダム(30%)	8/26	-	-	
	⑯	嘉瀬川水系嘉瀬川	嘉瀬川ダム(47%)	8/27	-	-	節水呼びかけ

「ダムの最新の情報」を知りたい場合は、文字をクリックするとアクセスできます。

5整備局で渇水対策本部を設置

・北陸(8/28～)、近畿(8/7～)、中国(8/12～)、四国(8/4～)、九州(8/20～)



【表の注釈】
※前回から体制が解除された箇所は灰色着色、変更箇所は赤文字で表示
（貯水率は変更があっても黒文字としている）
※1　渇水調整協議会等の開催者で渇水に対する協議が実施された最新の日を記載
※2　本資料でいう取水制限とは、下記の対応を指すものである
取水施設からの取水量が制限されている
※2,3　農水は取水制限を行ったもの、上水・工水は給水制限を行ったものを記載
※4「その他の対応」は対応について渇水調整協議会等で共有されている情報であり、現在行われていないものも含む

12

出典：国交省HP

（２）洪水対策（ため池整備による被害防止）

防災重点農業用ため池（一ツ石ため池）の防災工事の実施



整備により下流の被害を回避

○ 従前では溢水のおそれがあったが、防災工事を完了していたことで洪水が安全に流下。

○ 堤体の決壊が防止され、下流の農地や住宅への被害を回避。



大雨等に対する被害防止効果

対策の有無	被害総定額	影響を受ける住宅
対策なし（決壊した場合）	7億1,384万円	6戸
対策あり	被害なし	被害なし

13

農水省資料から作成

（３）突発事故対応



管水路の破損（道路陥没）



揚水機場の電気盤故障（ポンプ室水没）



14

出典：農水省HP

土地改良施設突発事故復旧・防止事業＜公共＞

令和８年度予算概算決定額　5,335百万円（前年度 3,729百万円）
〔令和７年度補正予算額　1,352百万円〕

＜対策のポイント＞
土地改良施設の老朽化が進んでおり、パイプライン破裂等の突発事故が増加していることから、突発事故が発生した場合及び事故の兆候が認められた場合において、営農等に支障が生じることのないよう、**早期に復旧・補修等**を行います。

＜事業目標＞
農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

1　突発事故復旧事業
土地改良施設で発生した**突発事故の現地仮復旧並びに機能回復を行う復旧工事及び類似の被害を防止する対策を迅速に実施**します。

2　事故防止事業
土地改良施設に**漏水や亀裂等の事故の兆候が認められ、事故による被害が生じるおそれがある場合に補修・補強等を緊急的に実施**します。

【実施要件】
①直轄事業
ア　機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている国営造成土地改良施設
イ　末端支配面積：100ha以上　等
ウ　復旧事業費：2,000万円以上

②補助事業
ア　機能保全計画等に基づき、適切に保全管理されている土地改良施設
イ　末端支配面積：20ha（中山間地域等は10ha）以上　等
（団体営事業のうち営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能）
ウ　復旧事業費：200万円以上

＜事業の流れ＞

（直轄事業）
国 → 国費率:2/3等

（補助事業）
国 → 1/2等 → 都道府県
国 → 1/2等 → 都道府県 → 市町村等

＜事業イメージ＞





［お問い合わせ先］　農村振興局水資源課　（03-6744-1363）

15

出典：農水省HP

5　課題解決のための予算

令和９年度　農業農村整備事業関係予算　概算要求

○ 農業の構造転換や国土強靱化等を図るための農業農村整備を計画的に推進するため、農業農村整備事業（公共）、農業農村整備関連事業（非公共）及び農山漁村地域整備交付金（農業農村整備分）を合わせて、5,949億円（対前年度比132%）を要求。

令和９年度予算概算要求

（単位：億円）

	令和８年度当初予算	令和９年度概算要求	前年度比
農業農村整備事業（公共）	3,365	4,375	130%
農業農村整備関連事業（非公共） 農地耕作条件改善事業 大区画化等加速化支援事業 畑作等促進整備事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業生産基盤情報通信環境整備事業 農山漁村振興交付金	554	873	158%
農山漁村地域整備交付金（公共）（農業農村整備分）	584	701	120%
計	4,504	5,949	132%

農業農村整備事業関係予算の推移



※「農業構造転換集中対策」に係る経費、「食料安全保障強化政策大綱」を踏まえた経費、「第一次国土強靭化実施中期計画」に係る経費及び「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」を踏まえた経費については、事項要求として予算編成過程で検討。

16

出典：農水省HP

令和９年度　農業農村整備事業関係予算概算要求

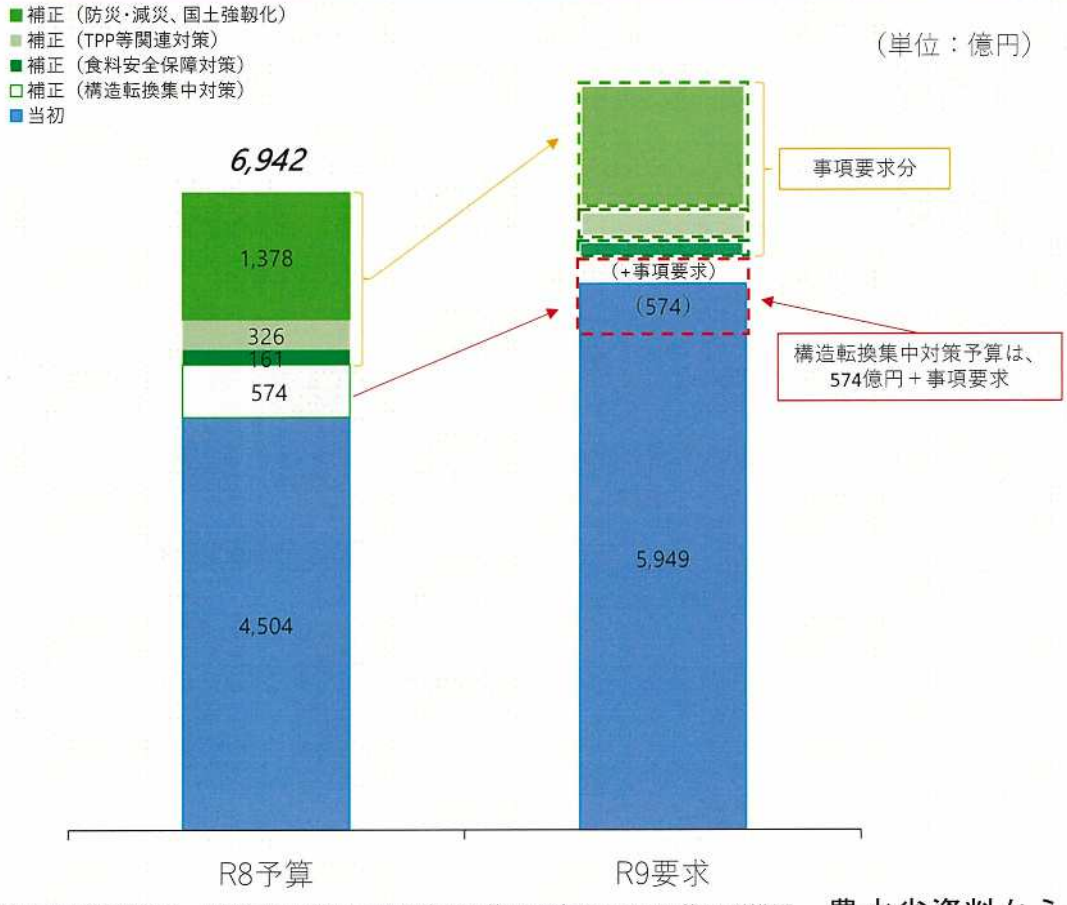

※　構造転換集中対策予算は、R7補正574億円にR8当初166億円を合わせた739億円が措置

17

農水省資料から作成

５　課題解決のための予算

令和９年度農村振興局予算概算要求の概要

（単位：億円）

事　　項	令和８年度 予算額	令和９年度 概算要求額
公共事業	4,248	5,423　+事項要求 (127.7%)
農業農村整備事業	3,365	4,375　+事項要求 (130.0%)
農山漁村地域整備交付金	762	915 (120.0%)
海岸事業	44	58　+事項要求 (130.0%)
災害復旧等事業	76	76 (100.0%)
非公共事業	1,578	1,993　+事項要求 (126.3%)
合　　計	**5,826**	**7,417　+事項要求 (127.3%)**

18

出典：農水省HP

5　課題解決のための予算

令和９年度農業農村整備事業関係予算概算要求の概要

（単位：億円）

事　　項	令和８年度 予算額	令和９年度 概算要求額
農業農村整備事業＜公共＞	3,365	4,375 +事項要求 (130.0%)
農業農村整備関連事業＜非公共＞ （農地耕作条件改善事業 大区画化等加速化支援事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 畑作等促進整備事業 農業生産基盤情報通信環境整備事業 農山漁村振興交付金）	554	873 +事項要求 (157.5%)
農山漁村地域整備交付金＜公共＞ （農業農村整備分）	584	701 (120.0%)
合　　計	4,504	5,949 +事項要求 (132.1%)

出典：農水省HP

6　予算、法律制定の流れ

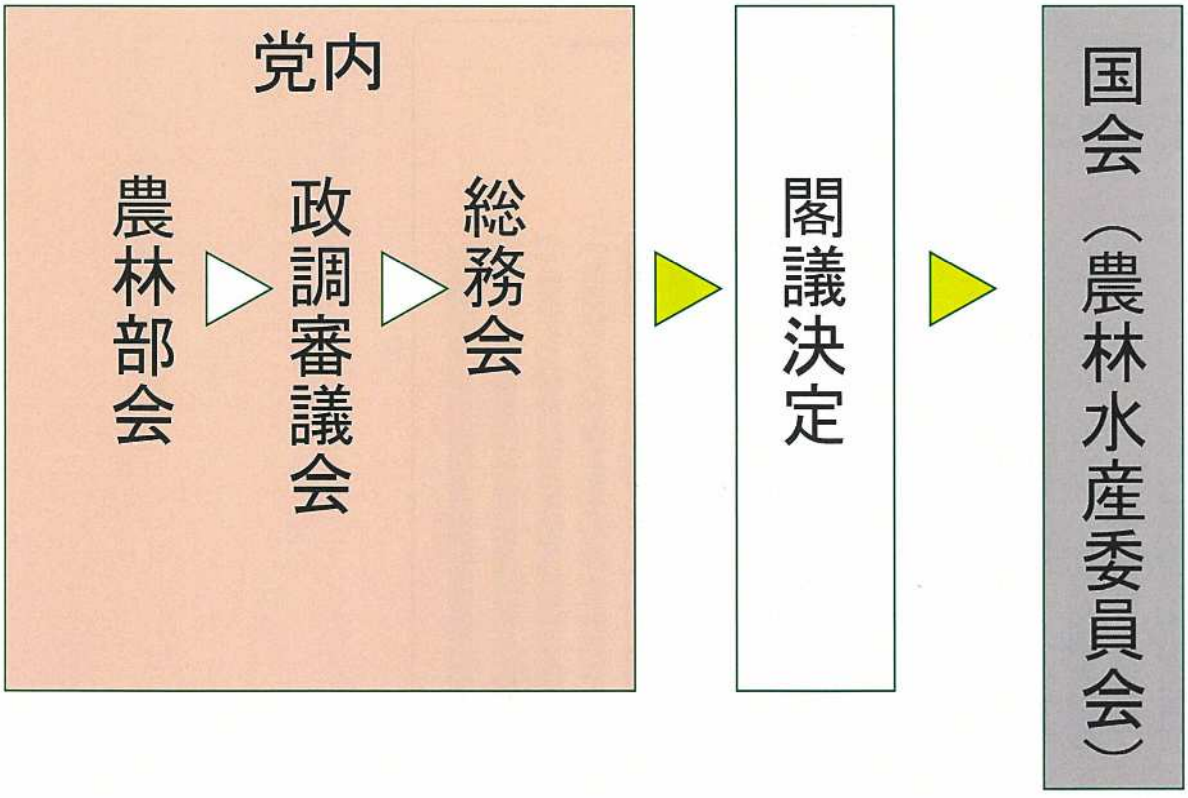

（参考）　政府内部での流れ（法案）

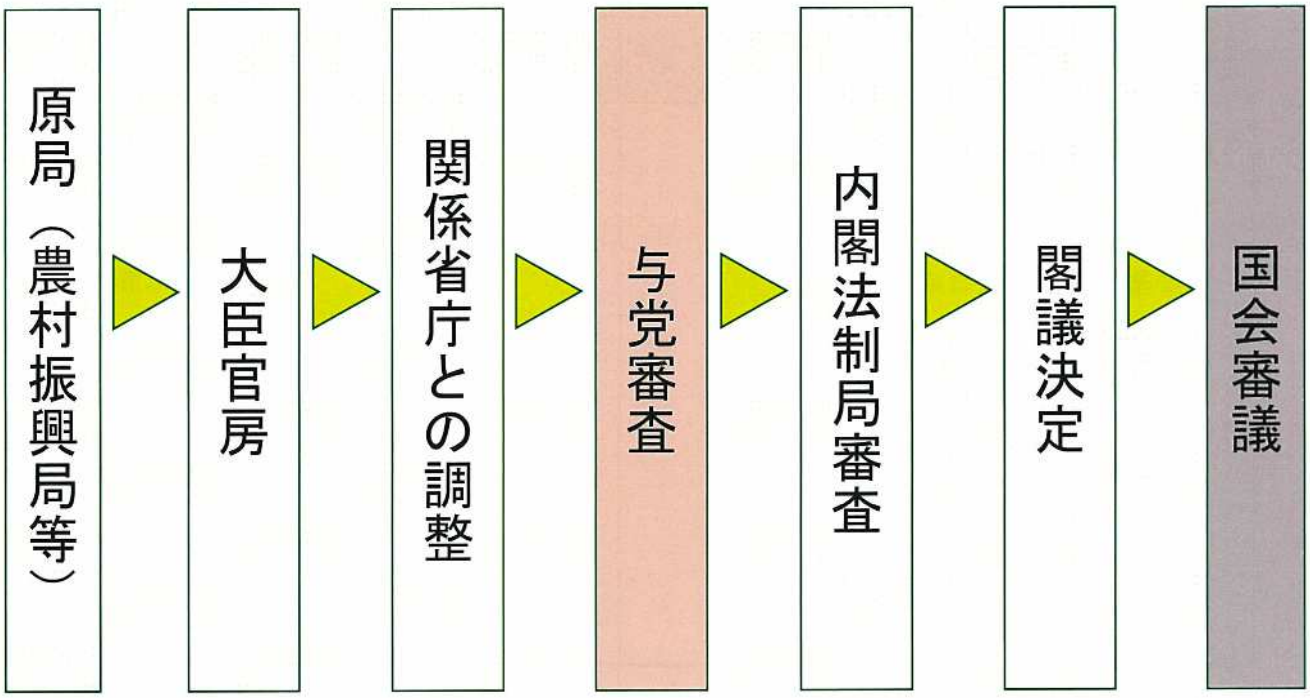

7　予算、組織の不安定さ

（１）農業構造転換集中対策期間後、予算は・・・



出典：農水省HP

7　予算、組織の不安定さ

（１）農業構造転換集中対策期間後、予算は・・・

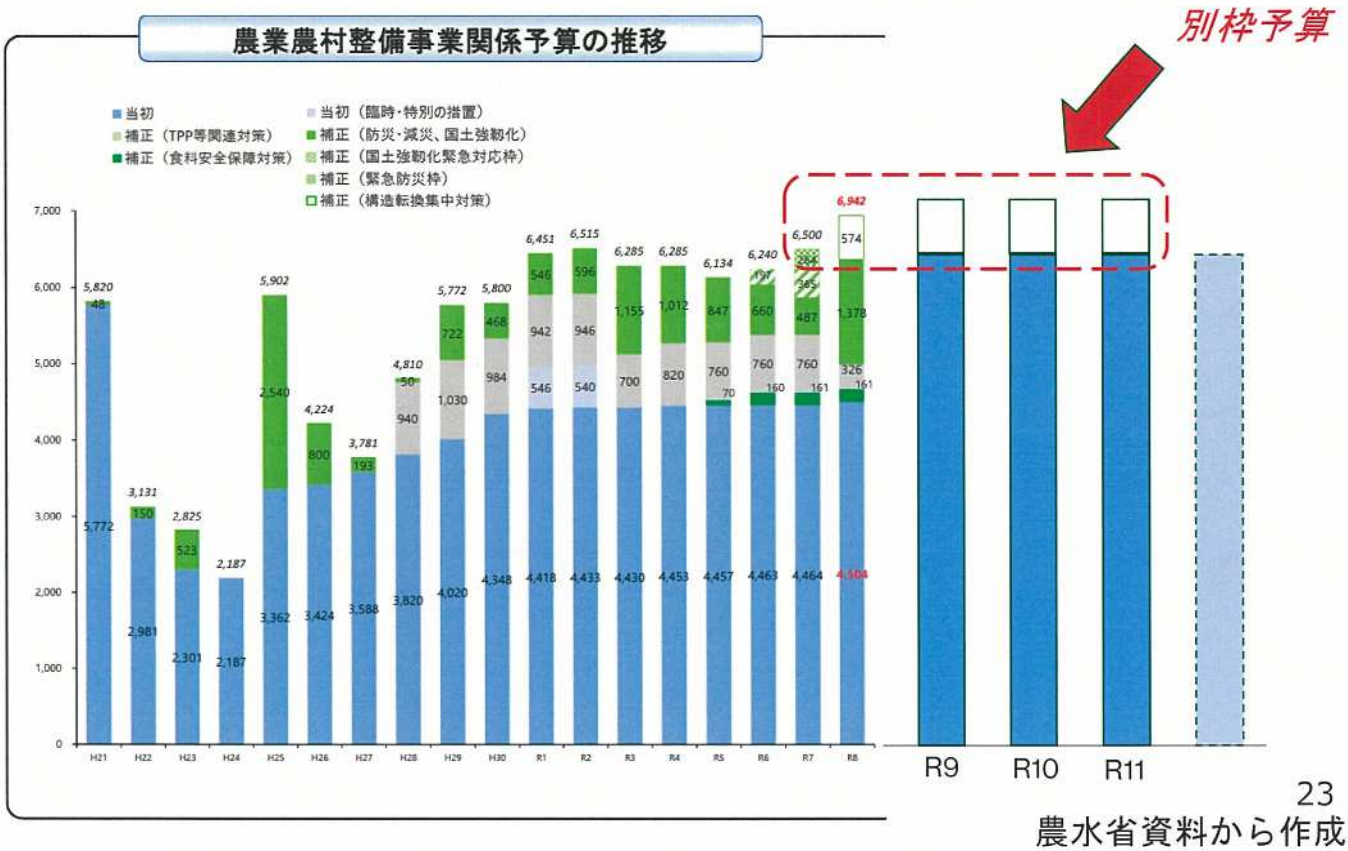

23

農水省資料から作成

（２）過去の教訓（理解すべきこと、語り継ぐべきこと）



①なぜ、削減されたのか

②どういう影響が生じたのか

③なぜ、回復してきたのか

（３）過去の教訓（H22予算大幅削減時に新規着工を抑制）

新規着工地区数の推移

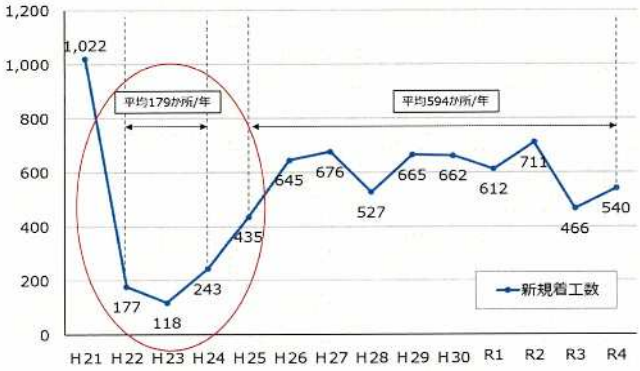

注１：農業農村整備事業（直轄・補助）（農山漁村地域整備交付金を除く）を対象に集計

基幹的農業水利施設の工事完了箇所数



資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」を基に作成
注１：基幹的水利施設とは、受益面積100ha以上の農業水利施設
注２：グラフ中の農業水利施設は、機場、貯水池、頭首工、水門、管理設備の工事完了箇所数を年度別に合計したもの

（農水省調べ）

（４）過去の教訓（H22予算大幅削減時に組織がシュリンク）

土地改良事業団体連合会職員数及びNN予算額の推移

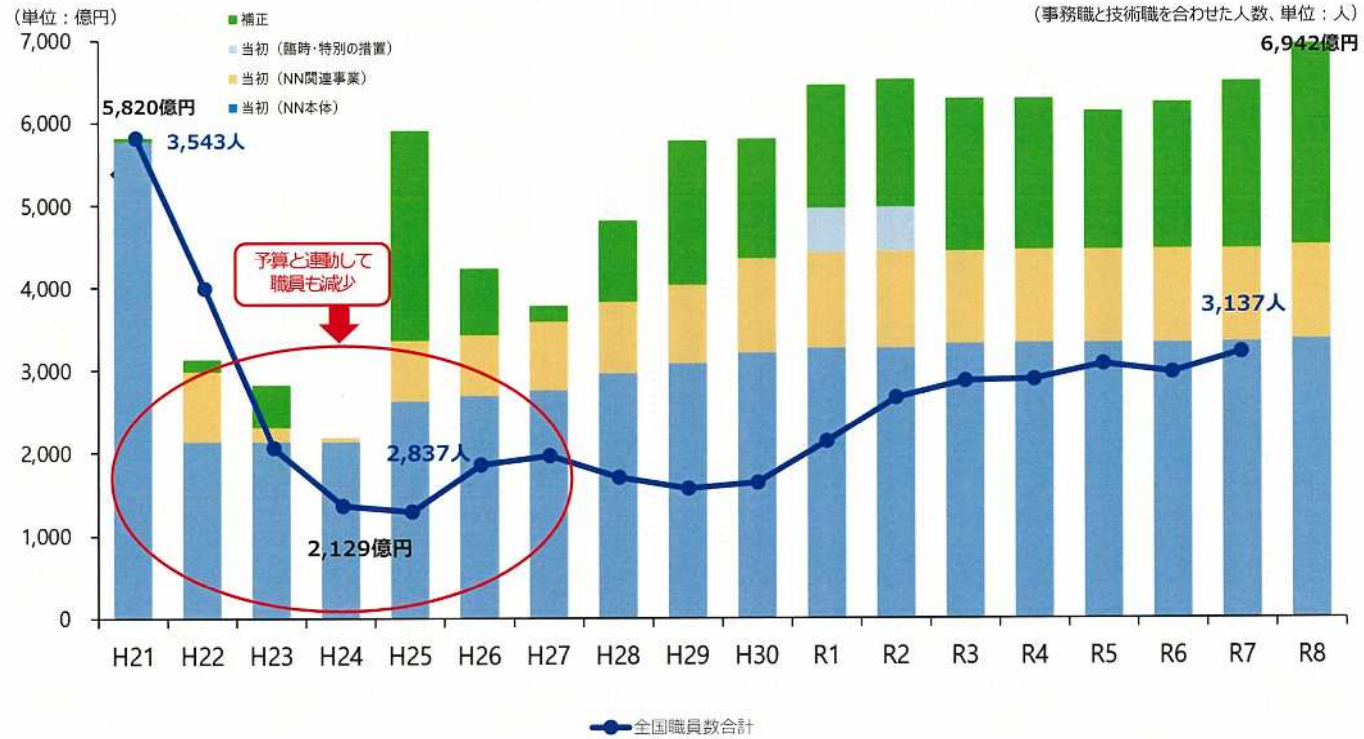

（農水省調べ）

（４）過去の教訓（H22予算大幅削減時に組織がシュリンク）

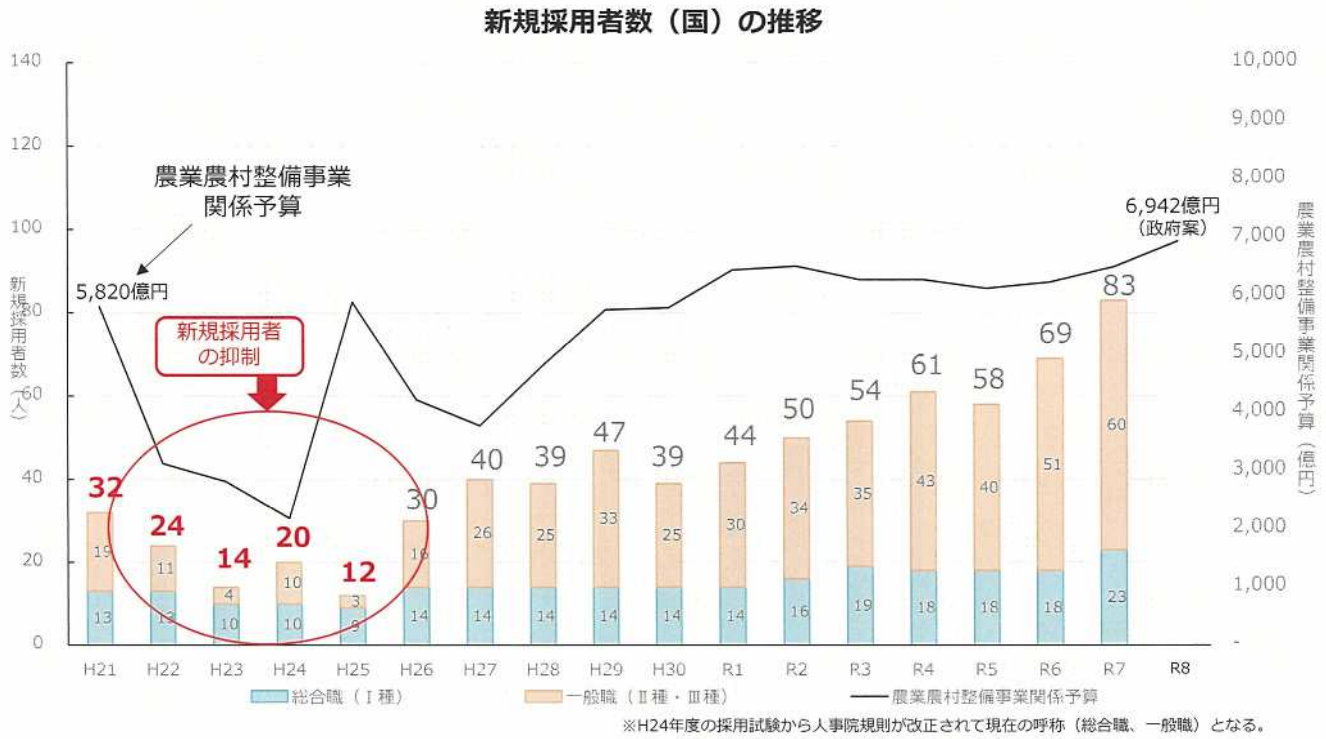

※H24年度の採用試験から人事院規則が改正されて現在の呼称（総合職、一般職）となる。

27

（農水省調べ）

（４）過去の教訓（H22予算大幅削減時に組織がシュリンク）

地方農政局農村振興部及び事業所職員の年齢構成

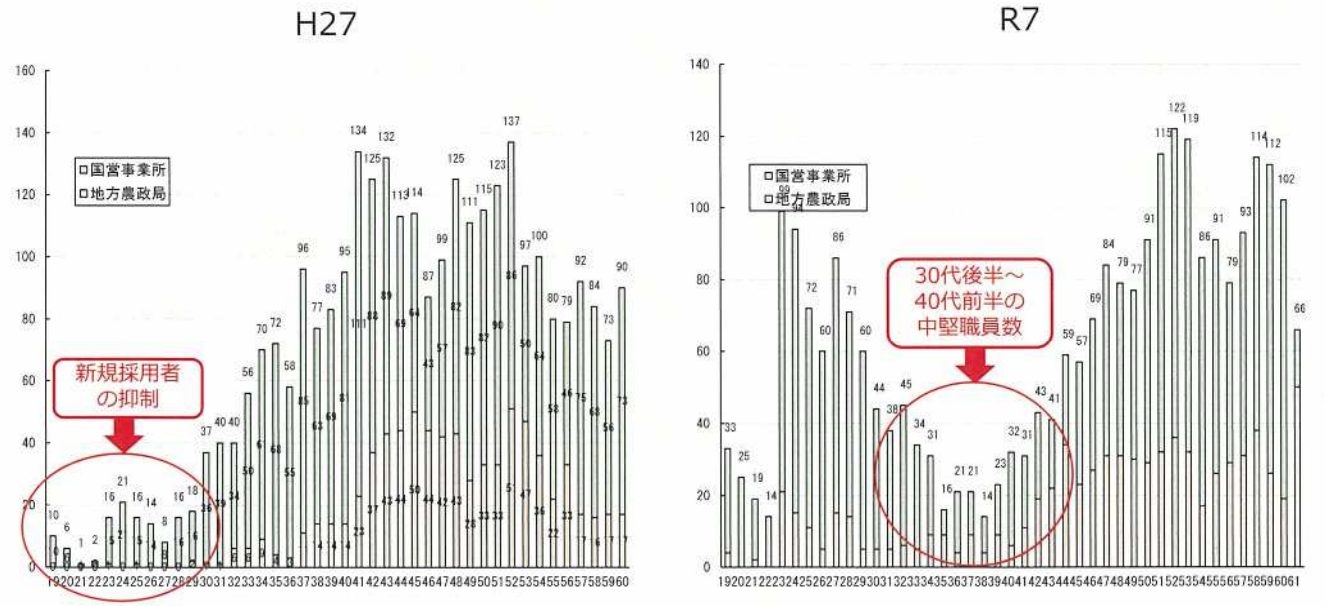

28

（農水省調べ）

8　組織代表（再）誕生による効果

（１）予算回復

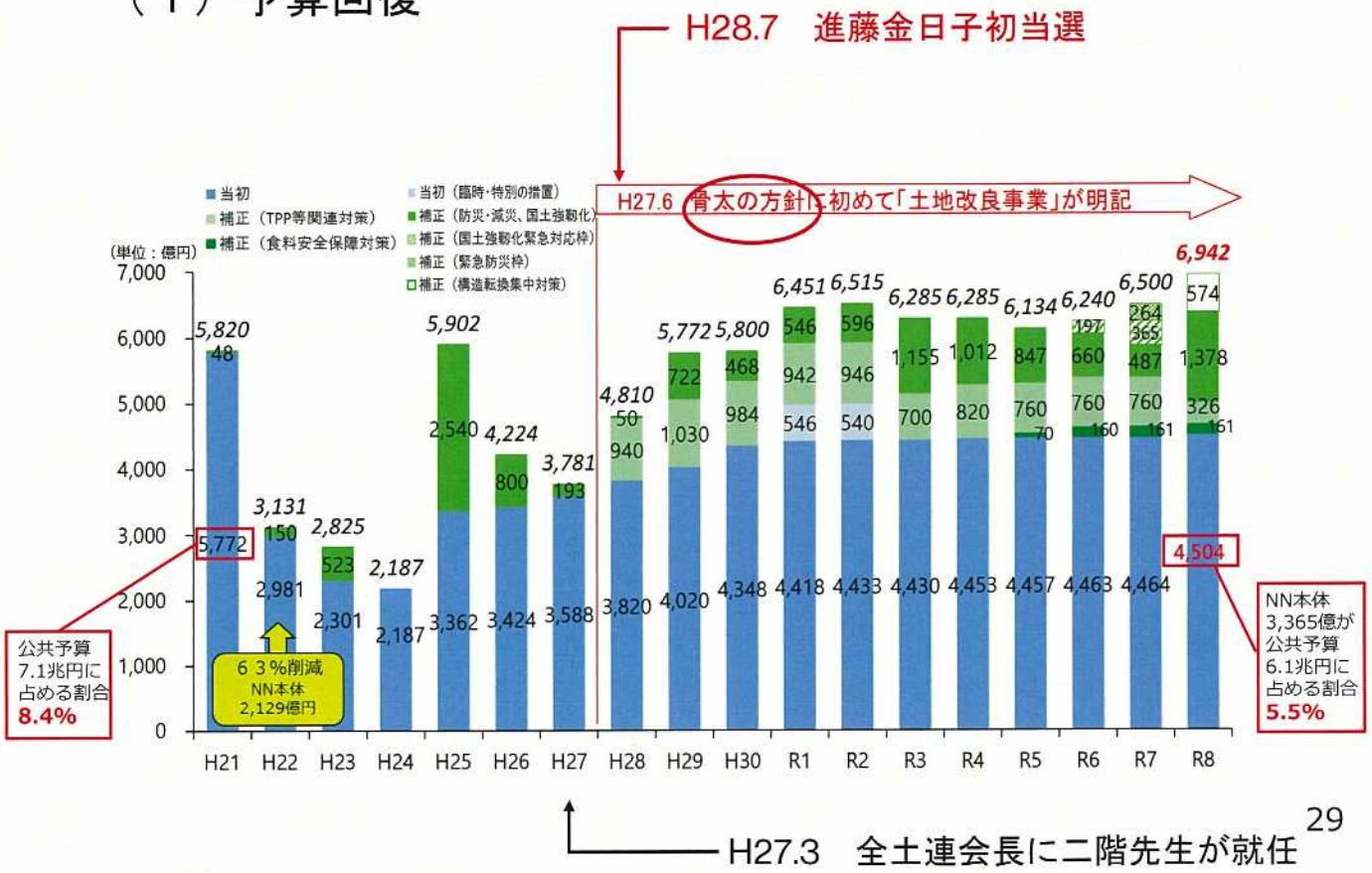

（２）土地改良法の改正

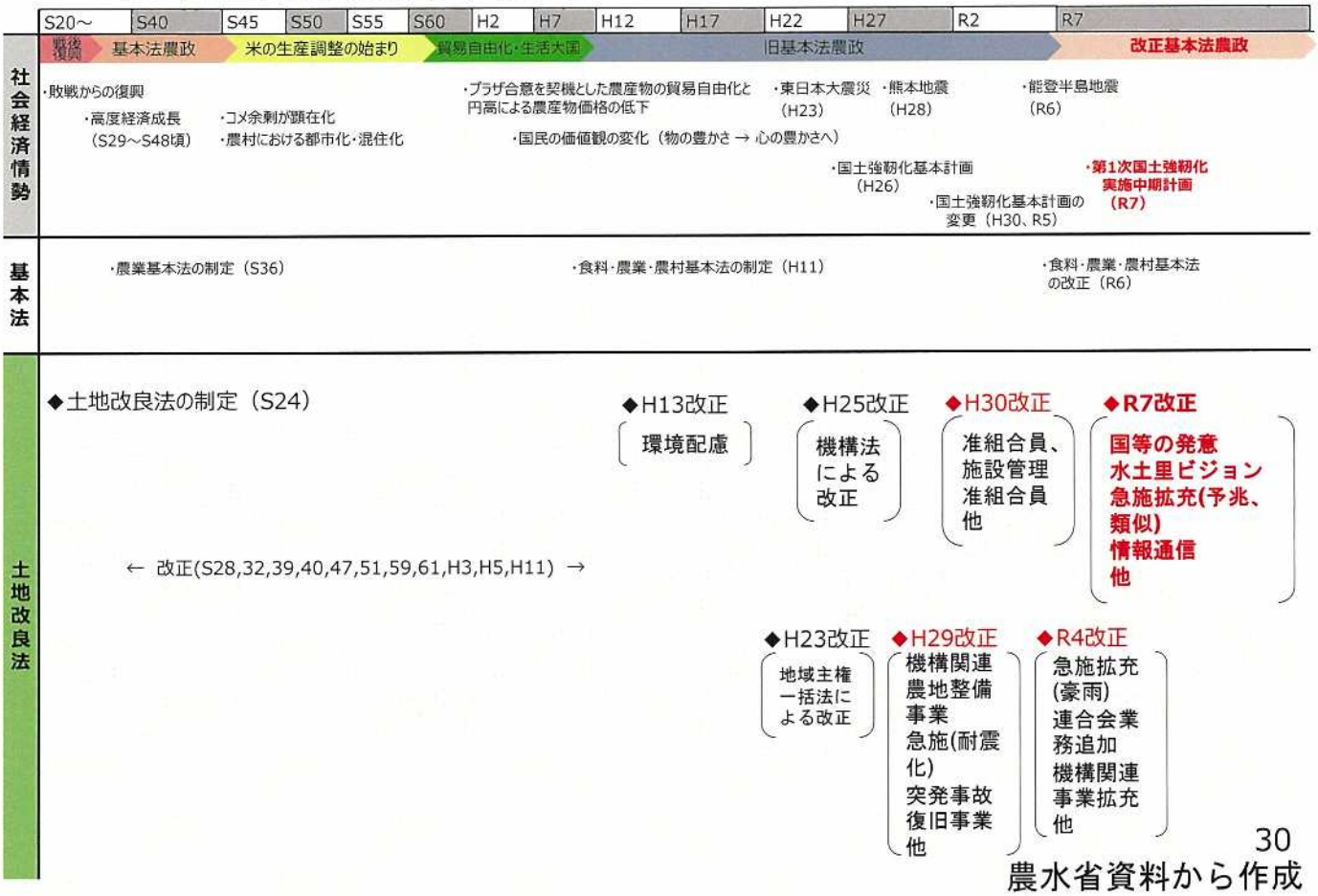

農水省資料から作成

（３）新法の制定（ため池２法）

	ため池管理保全法	ため池工事特措法
背景	○　権利関係が不明確かつ複雑化する等により管理組織の弱体化が進行し、日常の管理が適正に行われないおそれ ⇒　**所有者や管理者等の関係者が果たすべき責務を明らかにする**こと等により、**適正な管理保全体制を整備**	○　防災重点農業用ため池が全国に多数存在し、防災工事等を進めるには地方公共団体の財政やマンパワーに限界 ⇒　**財政的な支援や技術的な援助を実施**し、**計画的・効率的に防災工事等を進める**
対象	私人が所有する農業用ため池	国、地方公共団体及び私人が所有する防災重点農業用ため池
性格	**規制法** ・　所有者に対する届出義務、所有者及び管理者に対する農業用ため池の適正管理の努力義務 ・　特定農業用ため池の防災工事に対する規定　　等	**促進法** ・　防災工事等に対する国の財政措置 ・　地方債についての特別の配慮 ・　防災工事等を実施する者に対し、技術的な指導等（土地改良事業団体連合会の協力）
施行	令和元年7月	令和２年10月
期限	失効予定のない**恒久法**	一定の期間で失効する**時限立法**（10年間）
種類	**閣法（内閣提出法律）**	**議員立法**

農水省資料から作成

（３）新法の制定（ため池２法）

昭和63年以降、複数回に渡りため池に係る法制化を検討するも、当時、法制化は困難と判断

<これまで法制化が困難と判断された主な理由>

- ため池は基本的に私有財産
- 専ら農業水利施設として農業者の利益のために使用する目的の施設であることから、法制化により河川等と同様に公的管理することはなじまない
- 築造年数が古いものが多く、所有者や管理者等の権利関係が錯綜
- 強制的な変更を加えることは極めて困難
- 河川や水面を所管する建設省（現：国土交通省）との調整が必要
- 土地改良法に位置付けようとしても、同法が手続法であることから、実体法のように私権の制限を含んだ管理について規定できない

農水省資料から作成

（４）土地改良法の目的規定に「保全」を追加

土地改良法
（令和７年４月施行）

（目的及び原則）
第１条　この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び**保全**を図り、もつて農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。
２　土地改良事業の施行に当たつては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

食料・農業・農村基本法
（令和６年６月施行）

（農業生産の基盤の整備及び**保全**）
第 29 条　国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するとともに、気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにするため、地域の特性に応じて、環境との調和及び先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化及び畑地化、農業用用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備及び**保全**に必要な施策を講ずるものとする。

（５）近年の制度充実

農地整備	・機構関連事業（H30、農業者負担ゼロ） ・大区画化等加速化支援事業（R8、定額で農業者自らが行う簡易整備を支援） ・農業構造転換特別対策（R8、農業者負担軽減）
水利施設整備	・突発事故復旧・防止（H30、R7から事故防止事業創設） ・国等の発意（R7、適時の事業化） ・農業構造転換特別対策（R8、農業者負担軽減）
防災	・防災重点農業用ため池緊急整備事業（R3、補助率嵩上げ） ・急施（H29（耐震化）、R4（豪雨対策）） ・耐震化対策の一環として、一体不可分な更新整備を実施（R7）
維持管理	※次ページ
農村整備	・中山間地域農業農村総合整備事業（R2） ・農村整備事業（R3） ・情報通信環境整備（R3）
歩掛	・ほ場整備の歩掛改善（R3、R4、R6） ・暗渠排水工の歩掛改善（R4、R6） ・ため池整備の歩掛改善（R8） ・諸経費率の改善（R2、R4、R6）

農水省資料から作成

（５）近年の制度充実（維持管理/保全管理）

農業水利施設の維持管理に関する主な支援施策

〔従来〕	〔近年の拡充〕
基幹水利施設管理事業 補助率：30%等 ・整備補修の補助率：30%等	**基幹水利施設管理事業** 補助率：30%等 ・整備補修を施設整備事業（50%）で実施できるよう運用改善【R3】 ・流域治水関連施設の補助率：１／３【R3】
国営造成施設管理体制整備促進事業 ・管理体制整備型の実質補助率：18.75%（＝0.6/1.6×50%） ・５年ごとの時限措置 ・支援対象は国営造成施設とその関連施設のみ	**水利施設管理強化事業** ○「管理体制整備型」から仕組みを転換し、恒久化【R3】 〔一般型〕実質補助率：18.75%（＝0.6/1.6×50%） ・流域治水関連施設の補助率：21.43%（＝0.75/1.75×50%） ○補助率の引上げ 〔連携管理保全型〕補助率：25%【R7】 ○支援対象の拡大（県営造成施設等も追加） 〔特別型〕補助率：50% ・流域治水対策【R3】 ・渇水・高温対策、特定外来生物対策【R7】
土地改良施設維持管理適正化事業 補助率：30%	**土地改良施設維持管理適正化事業** 補助率：30% ・防災減災機能等強化事業の創設（補助率：50%）【R4】 ・水土里ビジョンに位置付ける施設の補助率：40%【R7】

35

農水省資料から作成

（６）議連活動の充実

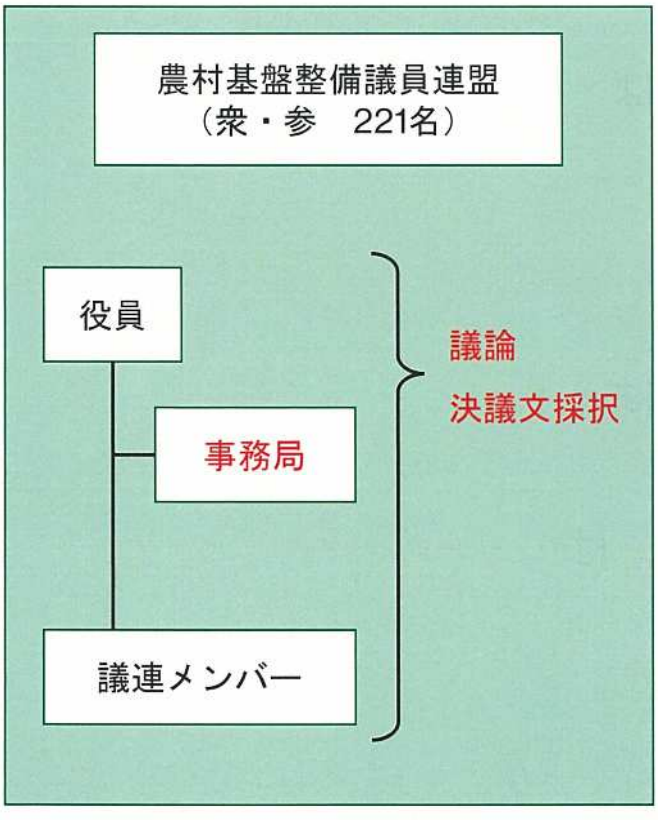



36

（７）農業構造転換集中対策に農業農村整備事業経費を計上

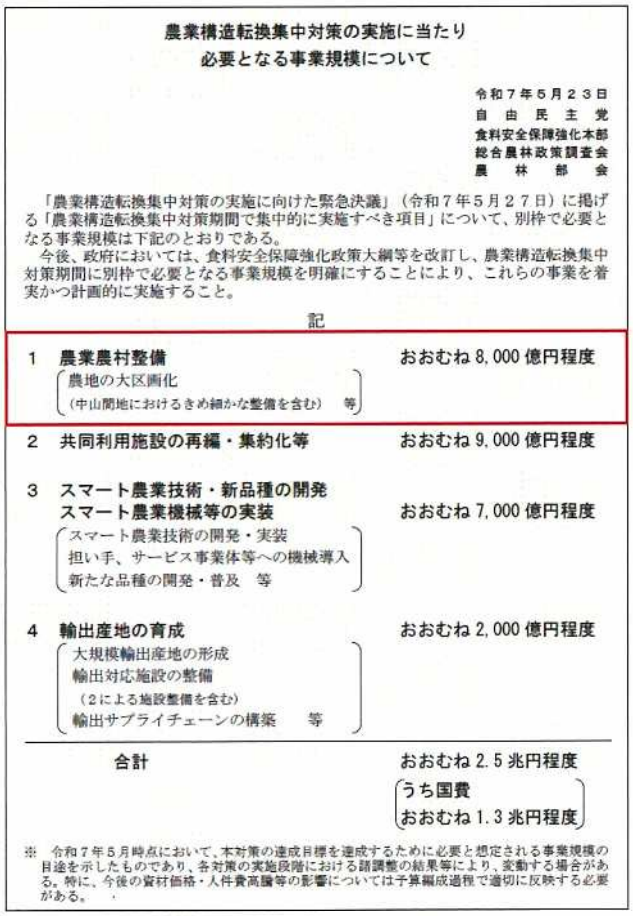

農業構造転換集中対策の実施に当たり
必要となる事業規模について

令和７年５月２３日
自由民主党
食料安全保障強化本部
総合農林政策調査会
農林部会

「農業構造転換集中対策の実施に向けた緊急決議」（令和７年５月２７日）に掲げる「農業構造転換集中対策期間で集中的に実施すべき項目」について、別枠で必要となる事業規模は下記のとおりである。
今後、政府においては、食料安全保障強化政策大綱等を改訂し、農業構造転換集中対策期間に別枠で必要となる事業規模を明確にすることにより、これらの事業を着実かつ計画的に実施すること。

記

1	農業農村整備 （農地の大区画化 （中山間地におけるきめ細かな整備を含む）　等）	おおむね 8,000 億円程度
2	共同利用施設の再編・集約化等	おおむね 9,000 億円程度
3	スマート農業技術・新品種の開発 スマート農業機械等の実装 （スマート農業技術の開発・実装 担い手、サービス事業体等への機械導入 新たな品種の開発・普及　等）	おおむね 7,000 億円程度
4	輸出産地の育成 （大規模輸出産地の形成 輸出対応施設の整備 （2による施設整備を含む） 輸出サプライチェーンの構築　等）	おおむね 2,000 億円程度
	合計	おおむね 2.5 兆円程度 （うち国費 おおむね 1.3 兆円程度）

※　令和７年５月時点において、本対策の達成目標を達成するために必要と想定される事業規模の目途を示したものであり、各対策の実施段階における調整の結果等により、変動する場合がある。特に、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映する必要がある。

進藤議員が党を代表して事業規模の積み上げを担当

９　組織代表が一人になったことの影響

◆令和８年度予算編成の現実は・・

◆議員連盟の活動は・・・

◆党内の意見集約、情報共有は・・・

◆現場の実態把握（声の聴取）は・・・

10　闘う土地改良

～安倍元総理と二階元幹事長の対談～（妙）

「土地改良予算の確保は重要」（安倍総理）

「闘う」ということは，大切なことだと思います。農政改革を進める上での土地改良の重要性は，これまで述べたとおりですが，農家や地域の所得を増やしていくための土地改良の役割にも期待したいと考えています。これまで主食用米の生産に偏重していた地域は，どうしても農家所得が低迷しています。主食用米の需要が年々縮小していく中で，水田に麦，大豆や飼料作物，更には高収益な野菜を作っていくことが重要です。そのためには水田を畑利用するための暗渠排水等の整備が必要であり，まさに土地改良が不可欠なわけです。消費者の需要に応じた農業生産をコストを削減しながら徹底し，生産資材等の川上，流通・販売といった川下のコストも削減する。こうした中で農家の所得の増大を目指していく，更には生産物をそのまま販売するのではなく，きれいな水とか美しい景観など地域固有の地域資源を活用しながら，加工・販売につなげていく，まさに６次産業化を図ることによって地域の雇用を確保しつつ，地域の所得の増大も図っていく，その延長線上に地方創生というのが実現されるのだと考えるわけです。

更に，輸出拡大も重要です。輸出拡大に向けても**土地改良の果たす役割は益々大きくなってきます**。幹事長ご指摘のとおり，**農業を成長産業としていくためにも地域を守っていくためにも土地改良予算の確保は重要**であり，平成３１年予算においても財政が極めて厳しい中ですが，必要な予算の総額確保は勿論のこと，可能な限り当初予算での予算確保が必要だと認識しています。

「 ”闘う土地改良”は際限なく続く」（二階幹事長）

今日は，総理の農業・農村に対する思い，良く分かりました。そして地味ですけれども，**土地改良が縁の下の力持ちとして，その農業・農村を支えている**ということも，総理には既にご理解いただいているとは思いますが，是非とも再び深くご認識いただくようお願いしておきたいと思います。予算に関しても総理に力強い決意をお示しいただき，暗い後ろ向きな話題が多い中で，農家の方々をはじめ土地改良に関係する皆さんが，未来への挑戦に向けて元気と勇気がでるものと感謝する次第です。

今年は全土連，そして多くの県土連が設立６０周年という記念の年を迎えます。６０周年というと，「還暦」をイメージしますが，これは一つの区切りに過ぎない，と色んな場で申し上げております。**時代の要請を踏まえながら，農地や農業水利施設の更新と管理を繰り返してきました。そして，将来にわたり我が国の食料生産の基盤を維持し，農業・農村，そして日本の基盤を守っていく。**ただ守るだけでなく，世界に向けて攻めていく基盤を造っていく，それが土地改良なんだと思うわけです。

そんな思いで**これからも我が国の基盤をしっかりと支えていく，土地改良の役割は益々重要になってきた**，そう考えています。**そのために「闘う土地改良は際限なく続きます」**（笑）。

（平成30年７月 土地改良新聞より引用）

10　闘う土地改良

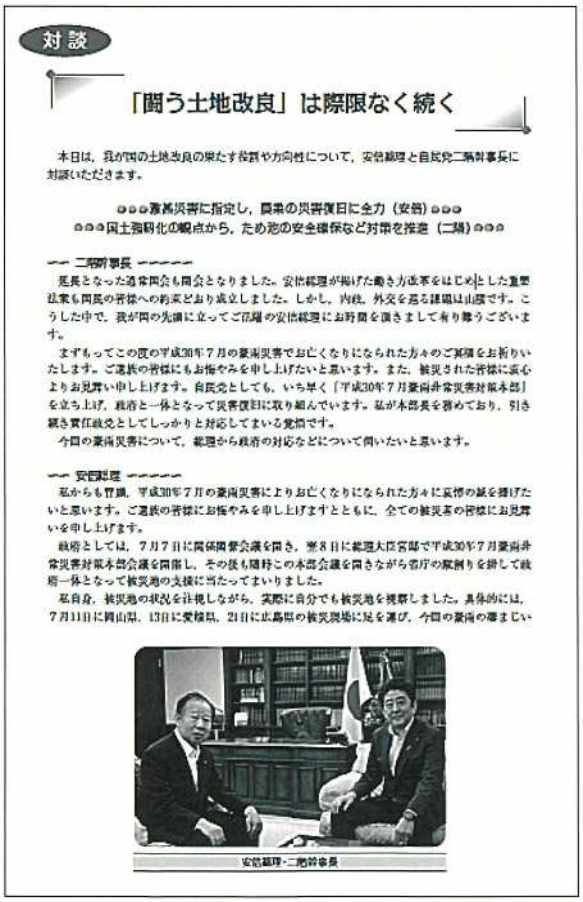

対談

「闘う土地改良」は際限なく続く

本日は，我が国の土地改良の果たす役割や方向性について，安倍総理と自民党二階幹事長に対談いただきます。

○○○激甚災害に指定し，農業の災害復旧に全力（安倍）○○○
○○○国土強靭化の観点から，ため池の安全確保など対策を推進（二階）○○○

二階幹事長

延長となった通常国会も閉会となりました。安倍総理が掲げた働き方改革をはじめとした重要法案も国民の皆様への約束どおり成立しました。しかし，内政，外交を取る課題は山積です。こうした中で，我が国の先頭に立ってご活躍の安倍総理にお時間を頂きまして有り難うございます。

まずもってこの度の平成30年７月の豪雨災害でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたします。ご遺族の皆様にもお悔やみを申し上げたいと思います。また，被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。自民党としても，いち早く「平成30年７月豪雨非常災害対策本部」を立ち上げ，政府と一体となって災害復旧に取り組んでいます。私が本部長を務めており，引き続き責任政党としてしっかりと対応してまいる覚悟です。

今回の豪雨災害について，総理から政府の対応などについて聞いていただいと思います。

安倍総理

私からも冒頭，平成30年７月の豪雨災害により亡くなりになられた方々に哀悼の誠を捧げたいと思います。ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げますとともに，全ての被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

政府としては，７月７日に閣僚懇談会議を開き，翌８日に総理大臣官邸で平成30年７月豪雨非常災害対策本部会議を開催し，その後も随時この本部会議を開きながら省庁の縦割りを排して政府一体となって被災地の支援に当たってまいりました。

私自身，被災地の状況を注視しながら，実際に自分でも被災地を視察しました。具体的には，７月11日に岡山県，13日に愛媛県，21日に広島県の被災現場に足を運び，今回の豪雨の厳しい

安倍総理・二階幹事長

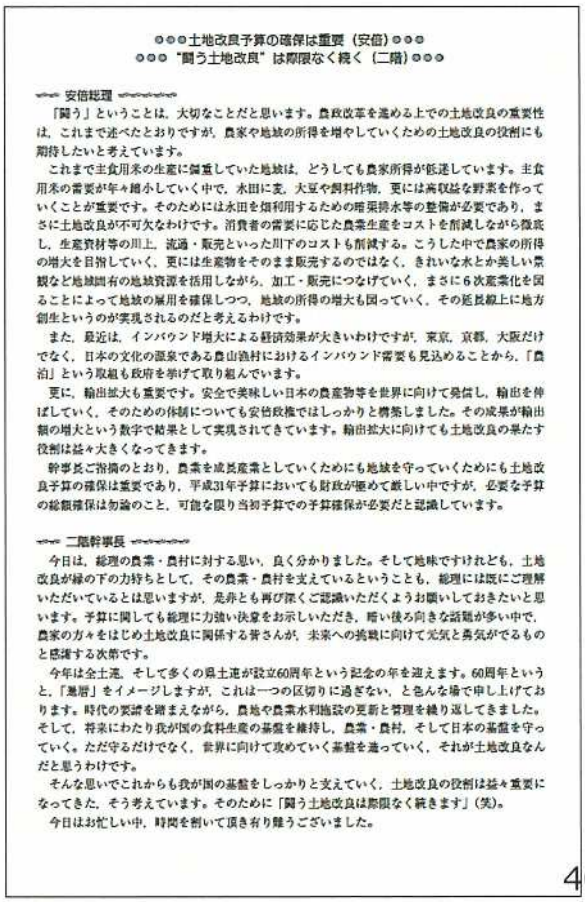

○○○土地改良予算の確保は重要（安倍）○○○
○○○“闘う土地改良”は際限なく続く（二階）○○○

安倍総理

「闘う」ということは，大切なことだと思います。農政改革を進める上での土地改良の重要性は，これまで述べたとおりですが，農家や地域の所得を増やしていくための土地改良の役割にも期待したいと考えています。

これまで主食用米の生産に偏重していた地域は，どうしても農家所得が低迷しています。主食用米の需要が年々縮小していく中で，水田に麦，大豆や飼料作物，更には高収益な野菜を作っていくことが重要です。そのためには水田を畑利用するための暗渠排水等の整備が必要であり，まさに土地改良が不可欠なわけです。消費者の需要に応じた農業生産をコストを削減しながら徹底し，生産資材等の川上，流通・販売といった川下のコストも削減する。こうした中で農家の所得の増大を目指していく，更には生産物をそのまま販売するのではなく，きれいな水とか美しい景観など地域固有の地域資源を活用しながら，加工・販売につなげていく，まさに６次産業化を図ることによって地域の雇用を確保しつつ，地域の所得の増大も図っていく，その延長線上に地方創生というのが実現されるのだと考えるわけです。

また，最近は，インバウンド増大による経済効果が大きいわけですが，東京，京都，大阪だけでなく，日本の文化の源泉である農山漁村におけるインバウンド需要も見込めることから，「農泊」という取組も政府を挙げて取り組んでいます。

更に，輸出拡大も重要です。安全で美味しい日本の農産物等を世界に向けて発信し，輸出を伸ばしていく，そのための体制についても安倍政権ではしっかりと構築しました。その成果が輸出額の増大という数字で結果として実現されてきています。輸出拡大に向けても土地改良の果たす役割は益々大きくなってきます。

幹事長ご指摘のとおり，農業を成長産業としていくためにも地域を守っていくためにも土地改良予算の確保は重要であり，平成31年予算においても財政が極めて厳しい中ですが，必要な予算の総額確保は勿論のこと，可能な限り当初予算での予算確保が必要だと認識しています。

二階幹事長

今日は，総理の農業・農村に対する思い，良く分かりました。そして地味ですけれども，土地改良が縁の下の力持ちとして，その農業・農村を支えているということも，総理には既にご理解いただいているとは思いますが，是非とも再び深くご認識いただくようお願いしておきたいと思います。予算に関しても総理に力強い決意をお示しいただき，暗い後ろ向きな話題が多い中で，農家の方々をはじめ土地改良に関係する皆さんが，未来への挑戦に向けて元気と勇気がでるものと感謝する次第です。

今年は全土連，そして多くの県土連が設立60周年という記念の年を迎えます。60周年というと，「還暦」をイメージしますが，これは一つの区切りに過ぎない，と色んな場で申し上げております。時代の要請を踏まえながら，農地や農業水利施設の更新と管理を繰り返してきました。そして，将来にわたり我が国の食料生産の基盤を維持し，農業・農村，そして日本の基盤を守っていく。ただ守るだけでなく，世界に向けて攻めていく基盤を造っていく，それが土地改良なんだと思うわけです。

そんな思いでこれからも我が国の基盤をしっかりと支えていく，土地改良の役割は益々重要になってきた，そう考えています。そのために「闘う土地改良は際限なく続きます」（笑）。

今日はお忙しい中，時間を割いて頂き有り難うございました。

（平成30年７月 土地改良新聞より抜粋）